

障がい保健福祉圏域  
の見直しについて



## 障がい保健福祉圏域の見直しについて

### 1 経緯

#### (1) 熊本県地域医療構想での構想区域の設定

##### ①地域医療構想

将来（2025年、H37）の医療提供体制を確保するため、医療法に基づき、医療計画の一部として平成29年3月に策定。

2025年の病床数の必要量を構想区域ごとに推計し、地域における将来の医療提供体制を今後検討するための材料とするもの。

##### ②構想区域の設定

第6次熊本県保健医療計画(H25-H29)の二次医療圏は11圏域<sup>※1</sup>で設定されていましたが、地域医療構想では、人口規模、患者の受療動向、疾病構造の変化、基幹病院までのアクセス時間の変化など将来における要素を勘案し、地域での協議を踏まえて10構想区域<sup>※2</sup>を設定しました。

※1：熊本、宇城、有明、鹿本、菊池、阿蘇、上益城、八代、芦北、球磨、天草

※2：熊本・上益城、宇城、有明、鹿本、菊池、阿蘇、八代、芦北、球磨、天草

#### (2) 第7次熊本県保健医療計画(H30-H35)での二次保健医療圏の設定方針

地域医療構想の構想区域を二次保健医療圏と一致させる方針であり、平成29年度第1回熊本県保健医療推進協議会(H29.7.13)において、第7次熊本県保健医療計画の二次保健医療圏について熊本圏域と上益城圏域を統合し、10圏域とする方針が了承されています。

#### (3) 高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画における高齢者福祉圏域についても、施策面で医療と介護との連携に資することから、10圏域とする方針が決定しています。

### 2 障がい保健福祉圏域の検討

#### (1) 障がい保健福祉圏域について

障がい保健福祉圏域は、単独の市町村域では対応困難な各種サービスを市町村域を越えて計画的・広域的に提供することを目的に設定しているものです。

保健・医療等との連携を図る観点から、第6次熊本県保健医療計画に定める2次医療圏と同一の11圏域に設定しています。

#### (2) 障がい保健福祉圏域の設定について

- ・ 保健・医療及び介護分野との連携が求められる中、これまでも障がい保健福祉圏域の設定に当たっては、両分野と同一の圏域設定としてきたところです。
- ・ 今回の障がい保健福祉圏域の設定に当たっても、引き続き両分野と圏域を同一とすることが、施策の連携上、効果的であると考えられます。

### 3 方針

以上から、障がい保健福祉圏域についても熊本圏域と上益城圏域を統合する方針で、第5期障がい者計画の中間見直しや第5期障がい福祉計画等、障がい関連計画の策定を進めることとします。

